

第二十七回国会 衆議院 法務委員會議録 第一号

昭和三十三年十一月二日(土曜日)

午前十時二十九分開議

出席委員

委員長 三田村武夫君

理事小島 徹三君 理事権名 隆君

理事長井 源君 理事横井 太郎君

理事菊地養之輔君

大養 健君 宇都宮徳馬君

小林 鏡君 世新 弘一君

中村 梅吉君 花村 四郎君

林 博君 福田 篤泰君

古島 義英君 山口 好一君

横川 重次君 神近 市子君

佐竹 晴記君 坂本 泰良君

田中幾三郎君 古屋 貞雄君

細田 綱吉君 武藤運十郎君

吉田 賢一君

出席國務大臣

法務大臣 唐澤 俊樹君

出席政府委員

警察庁長官 石井 榮三君

法務政務次官 横川 信夫君

委員外の出席者

警視長(警察 庁刑事部長)

中川 董治君

検事(刑事局長) 竹内 壽平君

警視總監 川合 壽人君

十月十五日

委員伊瀬幸太郎君及び田中織之進君

辞任につき、その補欠として細田綱

吉君及び岡田春夫君が議長の指名で

委員に選任された。

同月三十一日

委員岡田春夫君、五島虎雄君、辻原

弘市君、古屋貞雄君及び細田綱吉君

辞任につき、その補欠として菊地養之輔君、風見章君、片山哲君、武藤運十郎君及び坂本泰良君が議長の指名で委員に選任された。

十一月二日

委員戸塚九一郎君、中村梅吉君、三木武夫君、風見章君及び片山哲君辞任につき、その補欠として宇都宮徳馬君、山口好一君、福田篤泰君、古屋貞雄君及び細田綱吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

理事池田清志君及び菊地養之輔君委員辞任につき、その補欠として小島徹三君及び菊地養之輔君が理事に当選した。

十一月二日

違憲裁判手続法案(鈴木茂三郎君外十四名提出、第二十六回国会衆法第一五号)

裁判所法の一部を改正する法律案(鈴木茂三郎君外十四名提出、第二十六回国会衆法第一六号)

刑法の一部を改正する法律案(鈴木茂三郎君外十二名提出、第二十六回国会衆法第二七号)

裁判所法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第二十六回国会閣法第八九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の互選

国政調査承認要求に関する件

法務行政及び人権擁護に関する件

○三田村委員長 これより法務委員会を開会いたします。

本日はまず国政調査承認要求に関する件についてお諮りします。すなわち、衆議院規則第九十四条により常任委員会は会期中に限り議長の承認を得てその所管に属する事項について国政に関する調査をすることができることになっております。当委員会といたしましては

一、裁判所の司法行政に関する事項

二、法務行政及び検察行政に関する事項

三、国内治安及び人権擁護に関する事項

四、司法試験制度に関する事項

五、外国人の出入国に関する事項

六、交通犯罪に関する事項

七、売春防止法の施行に関する事項

八、戦犯服役者に関する事項

以上の各事項につきまして議長に対し国政調査承認を要求したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三田村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお国政調査承認要求書の作成並びに提出手続については委員長に御一任願います。

○三田村委員長 次に理事の補欠選任についてお諮りいたします。すなわち、委員異動に伴い理事が二名欠員になっております。理事に小島徹三君、菊地養之輔君を委員長より指名するに

御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三田村委員長 御異議なしと認め、両君を理事に御指名申し上げます。

○三田村委員長 これより本日の日程に入ります。本日の日程は、去る三十日の理事会で御決定願った法務行政並びに人権に関する調査を行うことになっておりますが、会議に入る前に、前国会から本国会に至る当委員会所管事項の経過について、二点御報告を申し上げます。

その一つは、当委員会の海外調査団派遣の件であります。御承知の通り、前国会において当委員会に付託された裁判所法の一部改正法律案、すなわち最高裁判所機構改革に関する法案は継続審査となっており、議案審査上、米、英、仏、西独などの最高裁判所並びに憲法裁判所の制度及び運営の実情等を詳しく調査する必要があると感じたので、前国会の最終日に理事會において海外調査団派遣の件を決定いたしましたのであります。準備の都合上出発がおくれれておりました。九月二十四日、諸般の手続を終り、当委員会から委員福井盛太郎君、同高橋一君、同じく猪俣浩三君、及び専門員小島貞一君の四名と、法務省位野木調査課長、最高裁判所関係総務局長の二名が加わった一行六名の調査団が羽田を出発、アメリカ、イギリス、西ドイツ、フランス、イタリヤなどの視察を終え、本夕刻羽田に帰つてこ

られることになっております。一行はいずれも経験の深い専門家ばかりでありまして、必ず貴重な資料と調査の結果を携えて帰朝され、本案審議の上にかわめて有効な資料を提示されることと信ずるのであります。

第二の問題は、世上にいわゆる売春汚職事件に関する件であります。御承知の通り、先月十四日の各新聞紙上で一斉にいわれる売春汚職事件なるものが報道されて以来、当委員会に対して世上とかくのうわさや疑惑の目が向けられてきたのであります。同日偶然に開会された法務委員会において、当委員会の態度、すなわち徹底的に事態の真相を究明する方針を明らかにし、法務大臣に対しては検査当局の厳正にして迅速なる捜査の励行を要望し、すみやかに事実の真相が国民の前に明らかにされることを強く期待しておいたことは委員各位御承知の通りであります。同月十八日、読売新聞紙上に宇都宮徳馬君、福田篤泰君の両君が本事件に関係あるが如き記事が大きく報道され、この報道に關して、宇都宮、福田両君から検事総長及び東京地検検事正並びに読売新聞社を被告訴人とした名誉棄損の告訴が提起されたのであります。この告訴事件すなわち刑法上の名誉棄損事件の捜査に当り、当該記事の取材者と目される読売新聞社の立松君が逮捕取調べを受けたことから、報道の自由と基本人権の問題が世論の焦点となり、言論報道関係団体の抗議あるいは決議、学者の論評など、やかま

しい問題となつて参りました。存日外人記者の間においてもこの問題が取り上げられ、大げさな言い方をすれば国際的な反響すら呼んでいるようであり、言ふまでもないことであるが、近代の文化的民主国家においては言論の自由と基本的な権利が忠実に厳正に守られることが基本原則となつてゐるのであります。特に基本人権の擁護は民主社会の絶対条件でありまして、人権の中でも人格権すなわち個人の名譽が不当に侵害されてはならないのであります。すなわち言論の自由もまた基本的人権擁護の原則の上に立たなければならぬことは当然であります。今回の宇都宮、福田両君の告訴事件によつて、はしなくもこの二つの基本原則をどのように解釈し、またどのように調和せしめて、近代国家の社会的規範たらしめるかという点に關し、世論も重要な関心を持つておるよう考へられるのであります。裁判、司法、檢察に關する立法事項を管掌し、國民の基本的な権利の擁護と法の權威並びに秩序に關する国会の調査活動を担当する当委員会においては、以上の諸問題について厳正なる調査審議を行い、事實の真相を究明し、國民の前に国会の權威と当委員会の立場を明らかにする必要があると思ふのであります。

以上を点御了承の上、審査に御協力賜わらんことを切望して経過の御報告にかえたいと存じます。それでは日程の法務行政及び人権に關する調査に移ります。前回の委員会で法務大臣よりいわゆる売春汚職事件に關し次回の委員会においてその後の経過を御報告願ふこと

になつておりましたので、まず唐澤法務大臣の報告を求めます。唐澤國務大臣。○唐澤國務大臣 売春防止法関係の汚職事件の捜査状況につきまして、過般の委員会におきまして、そのときまで経過を一応御報告いたしておるのでございますが、ただいま委員長からのお求めがございまして、さらにその後の状況等を刑事局長から御報告いたさせたいと存じます。どうぞ御了承を願ひます。

○竹内説明員 いわゆる売春汚職の捜査経過でございますが、御承知のようになつたに鑑み、捜査を進めておる段階でございます。捜査に支障を生ずる点を除きまして、できるだけ中間的に御報告申し上げたいと存じます。先般もちよつと触れたのでござい

ますが、本件の捜査の端緒となつたのは、新宿カフエー喫茶協同組合理事長、安藤恒に対する業務上横領被疑事件の取調べ中に、全国性病予防自治連合会、以下全性連と呼ぶことになりましたが、に相当な金が出ておることが判明をいたしました。その行方を追及しておりましたところ、同会の事務局長今津一雄の業務上横領の事實が発覚いたしました。十月一日、今津を逮捕、取調べをいたしました結果、同会にお

いては非常対策費という名義で昭和三十年、三十一年の兩年にわたつて多額の金を集めておりました。また、転業資金という名義で、三十一年から本年にかけて、これまた多額の金を集めておることが判明いたしましたのでございます。これらの金は、すべてこれ売春防止法等にからむ国会対策の工

作費として使つたものとは認められないのでありますけれども、そのうちの相当額のものはいさういふ方面に使用されたのではないかと推測が立てられるのでございまして、そこでこの金の使途を究明をいたしております。うちに、同会の理事長であります鈴木明、副理事長であります長谷川康、専務理事の山口富三郎等が共謀いたしました。衆議院議員眞鍋儀十氏に對し三十万円を法務委員及び売春対策審議会委員の職務に關して贈賄してゐる容疑が発生いたしましたので、そこで、鈴木、長谷川を十月十二日に、山口を十六日に、それぞれ逮捕いたしました。その間、全性連の事務員で山田博一と申す者がござい

ましたが、その者の証詞隠滅の容疑が生じたので、十月二十二日これを逮捕して取調べを進めております。その結果、眞鍋議員の容疑が濃厚となつて参りましたので、去る十月三十日同議員に對しまして任意出頭を求め取調べを進めた結果、犯罪の嫌疑が濃厚となつて参りました。かつ証隠滅のおそれが参りましたので、これを逮捕いたしました。次いで翌三十一日勾留をいたしました。谷川兩名につきましては、十一月一日勾留満期となりましては、十一月一日保のまま釈放をいたしました。さらに同日、眞鍋議員に對する別口の十萬円の贈賄の容疑によりまして、即日右兩名を逮捕した次第でございまして、この捜査の過程にございまして、説売新聞記者等に対する名譽棄損被疑事件の発生を見ましたことはなほ遺憾に存しておるのでございまして、この捜査の概要につきましてもこの際御報告をさせていただきますと思ひます。

これまた現在捜査中のものでもございまして、実は事案の詳細もまだ判明してないのでもございまして、ただ私どもの承知しております限りにおきましてその概要を申し上げたいと思ひます。

本件は、地検で捜査いたしております。売春汚職事件に關連して、十月十八日付説売新聞朝刊に、宇都宮、福田両代議士取賄容疑で召喚必至という標題のもとに、衆議院議員宇都宮徳馬、福田篤泰の両氏が売春業者から売春防止法の国会審議等に關連してそれぞれ多額の金員を取賄し捜査当局より召喚されることが必至であるという趣旨の記事が掲載されたのであります。さら

に同日のラジオ東京より三回にわたつてまして説売の記事とはほぼ内容同一の事實がニュースとして報道されました。宇都宮、福田両氏は、右のような記事及び放送は全く事實無根で、公然と事實を摘示して右両氏の名譽を棄損したものと見做すに、十月十八日より同月二十二日に至る間に、宇都宮氏は、説売新聞編集局長小島文夫、同新聞担当記者、検事総長花井忠、東京地方検察庁検事正野村佐太郎、同庁の担当検事某の五氏、福田氏は、説売新聞小島編集局長、同新聞の担当記者某、東京地方検察庁担当検事某、ラジオ東京の編成局長今道順三、同報道部長今井俊、同放送担当者某の六氏を、いずれも名譽棄損罪で東京地方検察庁に對し告訴をいたしておるのでございまして、右被疑事件はいずれも事案の内容に照らしまして東京高等検察庁において審査、処理するのが適當と思ふされま

したので、地検におきましてこれを

東京高等検察庁に送致をいたしました。事件は東京高等検察庁において処理することとなつたのでございまして、事案の性質にかんがみまして、早期処理及び真相の徹底的究明を旨として捜査を開始するに至つたのでござい

ます。東京高等検察庁におきましては、十月二十二日より同月二十四日に至る間に、告訴人である宇都宮、福田両氏、東京地方検察庁関係者、説売新聞関係者等から事情を聴取した結果、前に申し述べました十八日の説売新聞の記事は、大体同新聞社の立松和博記者の取材執筆によるものと推認されるに至つたのでございまして、そこで、東京高等検察庁におきましては、十月二十四日右立松記者の任意出頭を求めまして、被疑者として取調べを行なつたのでござい

ますが、同記者は、問題の記事は同記者において原稿を作成して記事として掲載された事實を認められたのでござい

ますが、同記者の原稿作成の経過、協力者の有無等の点につきましては、同記者の供述と関係者の供述との間に著しい食い違ひが参りました。かつ、名譽棄損罪の犯罪の成立を阻却する原由である事實の眞実性の証明に關する資料の有無等の点につきましても疑問の点がありまして、関係者との通謀その他犯罪の隠滅をはかるおそれがある

と判断されましたので、同日裁判官の逮捕状の発付を得て身柄を逮捕した上丸の内警察署に留置したのでござい

ます。同記者が病後である事情等にかんがみまして、記者の健康状態については二回にわたつて医師の診断を求め、旬日の勾留には耐え得るといふ診断を得まして、かつそれまでの捜査の経過に照らしまして、罪証隠滅のおそれが

ないものと認められ、十月二十四日右立松記者の任意出頭を求めまして、被疑者として取調べを行なつたのでござい

ますが、同記者は、問題の記事は同記者において原稿を作成して記事として掲載された事實を認められたのでござい

ますが、同記者の原稿作成の経過、協力者の有無等の点につきましては、同記者の供述と関係者の供述との間に著しい食い違ひが参りました。かつ、名譽棄損罪の犯罪の成立を阻却する原由である事實の眞実性の証明に關する資料の有無等の点につきましても疑問の点がありまして、関係者との通謀その他犯罪の隠滅をはかるおそれがある

と判断されましたので、同日裁判官の逮捕状の発付を得て身柄を逮捕した上丸の内警察署に留置したのでござい

ます。同記者が病後である事情等にかんがみまして、記者の健康状態については二回にわたつて医師の診断を求め、旬日の勾留には耐え得るといふ診断を得まして、かつそれまでの捜査の経過に照らしまして、罪証隠滅のおそれが

ないものと認められ、十月二十四日右立松記者の任意出頭を求めまして、被疑者として取調べを行なつたのでござい

ますが、同記者は、問題の記事は同記者において原稿を作成して記事として掲載された事實を認められたのでござい

ますが、同記者の原稿作成の経過、協力者の有無等の点につきましては、同記者の供述と関係者の供述との間に著しい食い違ひが参りました。かつ、名譽棄損罪の犯罪の成立を阻却する原由である事實の眞実性の証明に關する資料の有無等の点につきましても疑問の点がありまして、関係者との通謀その他犯罪の隠滅をはかるおそれがある

と判断されましたので、同日裁判官の逮捕状の発付を得て身柄を逮捕した上丸の内警察署に留置したのでござい

ます。同記者が病後である事情等にかんがみまして、記者の健康状態については二回にわたつて医師の診断を求め、旬日の勾留には耐え得るといふ診断を得まして、かつそれまでの捜査の経過に照らしまして、罪証隠滅のおそれが

ないものと認められ、十月二十四日右立松記者の任意出頭を求めまして、被疑者として取調べを行なつたのでござい

あると認められたので、十月二十六日に裁判官に對しまして勾留状の発付を請求いたしましたのでございますが、翌二十七日裁判所からは請求を却下されましたので、同日午前十時四十分ごろ身柄は釈放したのでございます。立松記者につきましては勾留請求が却下され、身柄が釈放されたあとにおきまして、引き続き任意捜査によりまして関係者を取り調べる等の方法によって捜査を続けておるのでございまして、できるだけすみやかに結論を出すように鋭意努力中でございます。

以上が両事件の捜査の概要でございます。

○三田村委員長 質疑の通告がありまして、順次これを許します。林博君。

○林(博)委員 売春汚職問題につきましても、たゞいま刑事局長から経過の御報告がございました。私どもも、この問題の捜査に關しましては、これは厳正なる捜査当局におまかせすべきであつて、それ以上の報告をこの法務委員会に求めて捜査の支障を来たすようなことはいたしたくないと存じますので、これは厳正なる捜査当局におまかせして、これ以上の追及はいたさない所存でございます。ただ、私どもがこの汚職事件に關して非常に不愉快に感じておりますことは、世上におきましても、あるいは議員の方々におきまして、この法案に反對した方々の立場を理解せずして、何か業者に悪因縁があるから、あるいは利害關係があるから反對しておるのだというふうな頭からかきめてかかつておることでございます。私どもは国会議員として、私はもちろんこの売春防止法には賛成した

一員でありますけれども、しかしながら、その反對した人々に對しましてもおそらくその人々が自己の国会議員としての信念から、政治的の信念に基いて行動したものであることを確信いたしておるのであります。これらの人が単に業者との悪因縁あるいは利害關係から行動したものであるというとは絶対に思つておらないのであります。この意味におきまして、捜査当局におかれましては、もちろんこれはおわかりのことと存するのであります。かかる世上の予断にまぎらわされることなく、厳正公正なる立場からこの捜査を追及されることをお願い申し上げます。

私は、先ほど申し上げましたような意味におきまして、これ以上売春の捜査問題については質問をいたしませんけれども、ただ、私が法務委員会として最も重要な問題であると考えますのは、やはり人権の問題であると存するのであります。ところが、たまたま、先ほど御報告がありました通り、宇都宮、福田、福田両氏に關しまして、説売新聞が重大なる人権に關する報道をなしておるのであります。先ほど御報告にもありました通り、十月十八日の説売新聞におきまして、宇都宮、福田両代議士が収賄容疑で召喚必至というふうな記事を出しておるのであります。ところが、これに關しまして、宇都宮、福田両氏は、これは全く事実無根であつて捏造された記事であるという観点のもとに、直ちに説売新聞社並びに検察庁を告訴されたのであります。ところが、検察庁は、これに對処いたしました。説売新聞社の立松記者を

逮捕せられました。ところが、私ども考えますに、この新聞の報道の自由というものは、もちろん重要な問題であるけれども、しかしながら、新聞が政治家を切り捨てごめんにするということは許されることではない。そこで、もし新聞が事実無根のことを報道したのでありますならば、これは重大なる人権問題であると考えられるのであります。ところが、説売新聞社の記者を検察庁は名譽棄損の容疑をもつて逮捕せられた。私は法務大臣にこの点をお伺いしたいのであります。すけれども、新聞記者を名譽棄損であるといつて検察庁が逮捕するということ、その前提として、宇都宮、福田両氏に對する容疑事案がない、あるいは証據關係において宇都宮、福田氏に對する証據資料といふものが何らない、それだからこそ名譽棄損を逮捕せられたものであると考えるのであります。もしそうでなくして、検察庁がかりに福田氏にあるいは宇都宮氏に對する容疑を持つて、あるいは証據資料を持つておりながら、新聞記者を逮捕したといふことではあります。これは新聞記者の報道の自由に對する重大なる制限であり、報道の自由に對する抑圧であると考えるのであります。私は、検察庁ではそのようなことはするはずはない、おそらくこれは宇都宮、福田両氏に對する容疑事案がないからこそ名譽棄損の逮捕をされたものであると考えるのであります。この点に對する法務大臣の御見解を、あるいは御報告を承りたい。

○唐澤國務大臣 たゞいまお尋ねの中にもありました通り、新聞、言論の自由はどこまでも尊重しなければならぬと考へます。従ひまして、いわゆるニュース・ソースの秘匿性というやうなことにつきましても、検察当局として十分これを尊重しなければならぬと考へております。また、これと同時に、ときに新聞記事によりまして個人の名譽あるいは信用が著しく棄損され、また人権尊重の立場からこれを擁護しなければならぬと考へまして、この言論の自由を尊重するといふ原則と、また一方において人権を尊重しなければならぬといふこの二つの原則は、ともに民主主義憲法統治下において大事な原則であると思つております。検察当局といたしましては、しばしば、この二つの原則の間に立ちましても、いかにこれを調和していくかといふことは非常な問題になる次第でございます。このたびの事件につきましても、新聞紙の報道に端を發して名譽棄損の告訴が訴えられておるやうな重大な問題でございまして、慎重に慎重をきわめて処置をいたしたやうでございます。もとより私は事後に報告を受けたことと、ございまして、その報告によりまして、宇都宮、福田両氏には、私の聞きました範囲では容疑が全くなかつたやうでございます。それならば、容疑のないことを書けば直ちに名譽棄損の罪が成立するかと申しますと、これは法律上むずかしい議論になるかも知れませんが、事実があり、しかもありと信じたことに常識から考へても、さういふ理由がある、だれが考へてもさういふやうな条件があるならば事実があつた

らうと信じてもそれは当りまえである、さういふやうにその記事をした者が考へて書いたならば、これは刑法の理論から申しまして犯罪の成立を阻却して罪にならないのでございます。かような次第で、その点をどこまでも捜査しなければならぬ、さういふ關係から立松記者にこれを尋ねたやうでございますが、ついに身柄を拘束する必要に立ち至りまして逮捕いたしましたやうなわけでございまして、当時の状況を聞いてみまして、まことにやむを得なかつたものであつたと考へております。

○林(博)委員 たゞいまの法務大臣の言明によつて、私は重大な事実が明らかになつたと思つております。それは、少くとも、かくも新聞にでかかると報道され、宇都宮あるいは福田氏の政治生命を抹殺するやうな重大な記事が報道されているにもかかわらず、その当時において、その当時ではない、現在においても、宇都宮、福田氏に對する、この売春汚職に對する容疑は全くないといふことが法務大臣の口から明確に言明せられたことと、ございまして、さういふこと、これは重大な問題であると思つて、これは、新聞によつて少くとも現職の宇都宮、福田氏がこのやうな記事を出されるということ、政治的には全く致命的なことである。たゞいまの法務大臣の言明によつて、宇都宮氏の選挙区の方々も、また福田氏を支持する方々も、ほつと安堵の胸をなでおろされたことであらうと思つておるけれども、しかしながら、この二人の方々が、さういふやうな事実が全くないにもかかわらず、説売新聞によつてさういふ記事が

書かれたという事は、私は宇都宮、福田両氏の怒り心頭に発したものであり、と考へるのであります。もしも私がかりにこういう立場においてこのような記事を捏造せられたらといはしめたならば、私自身もおそらく憤りのほとばしるところを知らないであらうと思ひます。単に百万円、二百万円の金をある人から記事を書くぞといつて恐喝したとか、あるいは一千万円の金をでない。二人の政治生命に關する問題である。それでありますから、新聞がこのような記事を取り扱ふ際においてはほんとうに慎重にやる、またかりに自分が誤まつた場合にはその責任をとるといふことは、私は当然であると思へるのであります。新聞といふものは、片一方においては報道の自由が保障されなければならぬと同時に、それだけの責任を持たなければ、新聞記者にのみ切り捨てごめんの特権を与へるといふ、重大なる人権侵害をさせるというふうな暴力を新聞に与へる結果となる。私は考へるのであります。この意味におきまして、果して新聞の名誉棄損が成立するかどうかといふことは、ただいま法務大臣のおっしゃつたように、いろいろ構成事件の問題があらざるから、問題であると思ふ。しかしながら、少くとも検察庁におきましてこれら二人の方々の名誉を尊重して新聞記者を逮捕したといふことは、私は当然の措置であると思へるのであります。ただ、問題は、この逮捕の理由について、説究新聞その他の報道を見ますと、何か取材源をあかさぬから新聞記者を逮捕したといふことが書いてあるのではありませんが、私どもから言

うと、これはちよつとおかしいと思ふ。というのは、現在は被疑者にも被告にも黙秘権が認められておるはずである。それでありますから、取材源をあかさぬからといつて逮捕するといふのは、いかにもおかしい。私は逮捕の理由はさうでないと思ふ。先ほど法務大臣の言われたように、あくまで証拠隠滅といふことを理由にして逮捕せられたと思つてござりまするけれども、この間における検事長の言明等において、いかにも一般に誤解を生んで、何か新聞報道に対する自由を抑圧するといふような感を抱かせておるのであります。すなわち、いま一度その逮捕の理由について法務大臣並びに刑事局長から明確なる理由をお示し願ひたいと思へるのであります。

○竹内説明員 立松記者逮捕の理由について申し上げますと、本件の名誉棄損は、記事の内容である事実が真実であることが証明されれば罰せられないこととなつておるのであります。従つて、立松記者がどのような根拠に基いて真実と信じていたかどうかという点が問題になるのでござります。立松記者が真実であると信じたことに相当な理由があつたかどうかを調べないといふのであります。ところが、同記者はこの点について弁明はいたしておるが、他の関係人の供述との間に著しい食い違いがあります。もし身柄を拘束しなければ、互いに通謀をいたして、その結果は犯罪の成否までもあまいにやつてしまふおそれがある、さういふふうにおそれましたので、この場合はまさに証拠隠滅のおそれがあるといふ事由に該当する、かように

考へて身柄を逮捕した次第でござります。なお、ただいま御質問の中にありましたが、新聞において、高検の岸本検事長が、ニュース・ソースを言わないから逮捕したと語つたといふような記事が報道されておるのでござります。この点につきまして、私どもの方で、その事実の有無、もしさういふ事実があつたとすればどういふ根拠でさういふふうなことを述べられたものであるかといふような点を調査いたしました。大体次のような次第でござります。すなわち、十月二十五日の正午過ぎころ、新聞記者の会見の申し入れがありまして、岸本検事長が検事長室で各社の記者十数名と会見したのでござります。その際いろいろ話も出たのでござります。問題の点でござります。立松記者を逮捕する必要があつたかどうかという点に關連いたしました。検事長は、関係者の供述に重大な食い違いがあつて、釈放したならば証拠隠滅のおそれがあつた、十八日の説究の記事が作られたいきさつを検察庁としては知りたいためである、それを明らかにするために逮捕せざるを得なくなつたといふ趣旨の発言をいたしておるようでございます。さらに、ニュース・ソースを言へないといふのであるから、自然ニュース・ソースを調べるのだから、自然ニュース・ソースも捜査の対象になるだらう、しかしながら、それはかりが目的ではないのだと答へたさうでござります。さらに続きまして、ニュース・ソースを秘匿する権利があると思ふかといふような

質問が出たのに対しまして、捜査当局としては真実の発見に努めなければならぬといふ趣旨の答へをされたといふふうに承知しておるのでござります。もし岸本検事長の発言が新聞に報道されたような趣旨に受け取られたといふことになりまして、これは何らかの行き違ひに基くものではないかといふふうにお考へておるのでござります。

○林(博)委員 ただいまの御説明によりまして、私は少くとも今回新聞記者を逮捕したといふことは当然のことであると思へるのであります。ニュース・ソース秘匿だけの問題で逮捕したのではない、少くとも証拠隠滅のおそれがあるとして逮捕しておるのであります。私には検察当局がこれを逮捕するから、私は検察当局がこれを逮捕せられたことは当然だと思ふ。新聞記者なるがゆゑに逮捕せられないといふようなことは、あり得ないことである。ところが判事はこれを却下しておる。これは裁判所側はここにおいで願つておるわけではないので追及するわけにいかないのではありませんが、私はなお現在において法務大臣が逮捕したことの正当性を信じておられるかどうかといふことについて伺ひたいのであります。これを判事側が逮捕を却下したことは、私どもから見ればきわめて不当であると思へるのであります。というのは、福田氏並びに宇都宮氏の政治的生命が犠牲になつたといふような、この名誉棄損事件といふような重大な事件において、その担当記者を釈放したといふことは、今までの事件において、この程度ですべての事件が勾留を却下されておらないと思ふ。私の今までの経験から言へば、この程度の事件においては一般

また全性の本部に済というよりなされるのついでに文書があつて、その済になつておる人があるいは金をもらつたんじゃないかというよりなことが「そらだ」と呼ぶ者あり）報道されておる。私はこれは重大な問題であると思ふ。一人縛られたつて、これはほかの議員に關係はない。国会の廊下においてあの議員に業者が幾ら持つて行つたということが言われていたからといつて、その議員が皆さんもらつたといふことには私はならないと思ふ。私どもの経験によれば、あの弁護士に幾ら出せば事件をたのんでやるといつて金を出しても、その金がどこかへ行つちやつた場合が幾らでもあるのです。このよりの事件の場合、業者が国会の廊下で幾らやつたといふことを言つたつて、私は決して議員の手には渡つておらないと思ふ。それが中間でなくなつてしまふのが全部である私は考へておるのであります。そういうよりな情報をもとにして、軽率にも、いかに議員の間に汚職が行われるといふよりな考へ方をすることは、国会議員に対する侮辱であり、またみずから国会議員としての權威をそこなうものであると私は考へるのであります。

そこで、私の伺いたいのは、問題の焦点をしばつて参りまするが、済といふことに関する文書である。この済といふ文書が非常に問題になつて、週刊朝日にも東京都選出の議員八名の名前に済といふのが書いてある。しかし、これにもその名前が発表されれば、この人の選挙区においてはそういう人は何か汚職活動にでも關係があるだろうといふので、大へんな迷惑をこうむる。そのよりのことは果して捜査当局か

ら漏れたものであるかどうか、そういう事実が捜査当局にあつたのかどうか。もし末端から漏れたとすれば、これは捜査当局の重大なる失態であるといふふうにお考へるのであります。この点に関する明確な御答弁を法務大臣から願ひたいと存するのであります。

○竹内説明員 大臣からということでございますが、私から答弁させていただきます。

今御指摘のよりにいろいろ風説はあるようでございます。さよりの風説のあることも当局は承知しておりますが、捜査は御承知のよりに証拠を追つて進められていくものでございまして、風説によつて捜査をいたすものではないと存じます。

○林博委員 私はただいま刑事局長の言われた通りであると思ふ。捜査といふものは、少くとも贈賄があつたか、収賄があつたかといふことは、業者が金をやつたかとか何とかがいふよりなことによつて左右されるものではない。徹底的に調べて、そして直接その議員に渡つたかどうかといふことが捜査当局によつて証明され、裁判によつて初めて立証されることであらうと考へるのであります。それだから、こういう記事に關してはきわめて慎重に取り扱わなければならぬと思ふのであります。捜査当局からこのよりの情報が出たのか、あるいは事実無根のことであるのかわかりませんけれども、そういうよりなことがかりにも末端から漏れて、それが報道機関に取り上げられ、一般国民に対する誤解を生じて、国会に対する權威を失墜させるよりのことがあつたならば、これは重大なる問題であると思へるのであります。

そこで、私は、捜査当局に對しまして、かかる事件の捜査に當りましては、一方において厳正徹底を期すると同時に、かりにも假借なくこの事件の真相の究明に當ると同時に、少くとも何らこの事件に關して關係のない議員諸公その他の方々に對しまして末端から機密が漏洩することによつて少しの迷惑でも与へてはならないといふ心がまえをもつて、捜査を進めていただきたいことを要望いたしました。私の質問を終わります。(拍手)

○古屋委員 閣下……

今の林君の御判断は自由なんですけれども、問題は——法務大臣に答弁していただきたいと思ふ。責任ある御答弁を願ひたい。一番問題は、檢察当局は勾留の必要ありといふ主張をされて、これは正しいといふ御議論のよりのことです。その却下をけしからぬといふ御意見がありました。ところが、法務大臣がこれに對して答弁していいのです。その裁判所の却下を正しいと信するものと信しないものと、簡単に御答弁願ひます。それでどちらが正しいかといふ問題が結論が出てくるのです。

○唐澤國務大臣 第一段といたしまして逮捕状を請求いたしました。これは発付になりました。この逮捕状に基いて逮捕いたしました。次に勾留状の請求をいたしました。ところが裁判所はこれを却下いたしました。だんだん檢察当局の話を聞いてみますと、檢察当局といたしましては、勾留状請求が至当である、その必要ありと考へて請

求いたしましたのでございまして、裁判所がこれを却下いたしました。それは考へ方の相違といふことに相なりませぬ。檢察当局といたしましては、どこまでも勾留状の発付を希望しておつたのでございまして、たまたま裁判所と意見が違つたのでございまして、その際に裁判所の却下といふ新しい事実がまたここに加わりましたので、それで、かれこれ慎重に考慮いたしました。この際には再び準抗告と申しますか、それに第二段の手續はとらないといふことに決定いたしましたのでございまして。

○古屋委員 そうしますと、裁判所の決定を一番正しいものと信するといふ御心境ですか。この点一体どうです。法務大臣に關するのです。局長ではだめです。重大な問題で、國民として日本の制度を信用し、法律を順奉する義務のある法務大臣の立場からも、裁判所の決定に對して絶大なる信頼を國民は持つておつて、日本人はかれこれ文句の言えないはずなんです。法務大臣は、絶対信頼するかしらぬかのはつきりした御答弁を願ひたいと思ふ。この点、林君に對する答弁があまりいいんですから、はつきり御答弁願ひたい。唐澤國務大臣 檢察当局といたしまして、勾留状の発布をしてもらいたいとして請求をいたしましたことにつきまして、檢察当局といたしましては、それ相当地の理由があつたと信じ、それからでございます。しかしながら、不幸にして裁判所と考へを異にいたしました。檢察当局といたしましては、まことに不本意でございます。不本意でございますけれども、この際裁判所の決定を尊重して、これに従ふことに決

定をいたしました次第でございます。

○三田村委員長 吉田賢一君。

○吉田(賢)委員 私は第一に包括的に二、三の点を伺ふことにしたいと思ひます。

そこで、いわゆる汚職の追及の問題につきまして、よくやく世論もだんだん高まつて参りました。しかし、一方におきまして新聞記者逮捕の事件なるものが突発いたしました。いろいろな風説が流布せられて、国会議員が登壇してくると汚職はつづれるのである、由来疑獄事件の検査、捜査は、国会議員に波及する情勢が顯著になつてくると思はれるのである。過去の造船疑獄において見ても、あるいは先般の全購運事件等に見ましても、とかく途中において汚職、疑獄といふものが腰折れになるといふことを國民はいたく憂慮いたしております。そこで、まず検事総長に伺ひたいのであります。検事総長は新任せられました。この問題につきましても相対新しい関心と熱意を持つておられるものと私は考へます。一方告訴もせられておるのでありますけれども、それがけしう身近にお感じになり、部下が告訴せられておるといふ事実にかんがみましても、検事総長の重責から非常に大きな関心を持つてこの事件に對処せられておられると思ひます。そこで、あなたは検事総長といたしまして、この世論が沸き、國民が大きな期待と、もしくは非常な不安を持ちながら捜査権の活動状況を注視しておられるこの汚職の追及につきまして、一体どのよりの決意をもつて臨んでおられるのであつか、これを一つはつきりとしていただきます。

○竹内説明員 ちよつと弁明をさせていただきますが、検事総長はただいま……。

○吉田(賢)委員 ちよつとお待ち下さい。検事総長に聞くのです。

○三田村委員長 吉田君に申し上げませんが、検事総長はきょう何かやむを得ない役所の都合でまだ出席になつておりませんから……。

「検事総長はどうした」「事務局はそう言ったじゃないか」と呼ぶ者あり。

○吉田(賢)委員 事務局の方から検事総長は出席しているとおっしゃつたじゃないですか。

○三田村委員長 委員会を続行いたします。

○吉田(賢)委員 委員長に聞きますが、検事総長は当委員会に出席をしておることになっております。これについて刑事局長が何か説明しようとするのだが、これはどうしたのですか。委員長、何かそこにいきさつがあるので、さか。こういう重大な質疑応答の機会に検事総長が黙つて偽りの報告を事務局当局にさせて、そして来ておらぬというのには大きな失態です。

○三田村委員長 吉田君に申し上げますが、法務当局が偽りの報告をいたしておるかどうか、これはちよつとここでは問題でありませう……。(国会の事務だ)と呼ぶ者あり)この問題については検事総長の立場は即法務大臣の立場であられると思ひますから、一応法務大臣の御答弁を願つて、その上どうしても検事総長の出席が必要な場合は……。

○吉田(賢)委員 それはいけません。今法務大臣に質疑をいたしますから、

その間に即刻出席するように手配してもらいたい。これは前回の理事会におきまして決定せられたことですから……。

○三田村委員長 吉田君に申し上げますが、この前の三十日の理事会でそのことは御決定願つておりますから、そのように委員長は手配をいたしてあります。ところが、きょうどうして公務の都合上出席できないというのとを今伺つたのでございますから、どうしても必要があるならば、またあらためて要求することにいたします。御了承願ひます。

○吉田(賢)委員 きわめて重要な事項かと思ひますので、お呼びしておるのであります。だから、質問継続中にすぐ手配して呼んでもらいたい。そして、どういふ事情で来ないかというのを明らかにしてもらえませんか。委員どういふ公務で出頭しなかつたかという点も、あわせて明らかにしてもらいたい。検察庁が告訴をせられて大きな疑惑をかけられておるようなときに、単に抽象的に公務に藉口して、理事会で決定し、また事務局が出席しておると報告したその検事総長が姿を見せぬというのでは、国民の疑惑を深からしめるものであります。すみやかに手配をしていただきたいと思ひます。

○三田村委員長 吉田君に申し上げますが、検事総長が出席されていないことについては法務大臣の御発言を求めます。法務大臣の御答弁を求めます。その検事総長が出て来られない立場の説明を法務大臣から伺ひます。

○吉田(賢)委員 せつかくですが、ちよつとお待ち下さい。これは筋が違

います。委員会の運営はやはり委員長

の権限であり、また職責であります。当日検事総長を当委員会に出頭せしめることは、これは委員長の職権の行使でありましたのに、その出てこられない理由を第三者の当局に説明せざるという事は、これはいかにかと思ひます。委員長みずから一つ御説明願ひか、さもなければ……。

○三田村委員長 委員長は、今申し上げました通り、今委員部から伺つたのですが、検事総長は、きょうはどうしても公務の都合上出席が不能である、だから検事総長としての答弁は、法務大臣に全部委曲報告してあるから、こ

ういふ連絡でありましたので、御了承願ひます。

○吉田(賢)委員 それはいかぬですよ。検事総長と法務大臣は違つた。○三田村委員長 ですから、検事総長を呼ぶ必要がありません。またあらためて手配をいたします。

○吉田(賢)委員 委員長にお尋ねいたしますが、理事会の決定は委員長はやはり尊重していただかなければなりません。理事会におきまして検事総長を呼ぶことにきめてあるのであります。きめてありますので、それはやはりどうか忠実に実行してもらわねばなりません。差しつかえがあるから、法務大臣に報告してあるからという事は国会侮辱であります。——そういう言動を告してこないというのでは、私は証人として喚問してもいいと思ひます。それならば証人の喚問でもいいと思ひます。けれども、本日は検事総長として御出席願うということにすぎないのでありますから、そういう筋の通らな

いことで、出席しないということを簡単に受けて委員会に御報告なさるといふことは、いかがなものであらうかと思ひます。そこで、他の事項について法務大臣に質疑を継続中に、いま一度直ちに電話その他の方法によつてすみやかに当委員会に出席方を要求するような御手配を願ひます。いかがなものでございますか。

○三田村委員長 了承いたしました。検事総長を呼びます。

○吉田(賢)委員 それでは質疑を続け

ます。

唐澤法務大臣に伺ひます。あなたは、前回の委員会におきまして、この売春汚職の追及については相当な熱意をお示しになっておるのであります。ところで、巷間伝えられるところによりますと、いろいろな政界の事情等もあつて、容易にこれは力強く追及することは困難である、むしろだんだんと困難の要素の方が増しつゝある、こういうこととさへ伝わつてきておるのであります。まさかあなたのような硬骨の人に政治の圧力が加えられておるといふことはなかりと思ひますけれども、あなたの立場から、この検査、捜査の進行について、今の御決意はどのようにあるのか、最初に聞いておきたい。

○唐澤國務大臣 このいわゆる売春汚職の捜査につきまして、過般の委員会におきましても吉田委員からお尋ねがあり、いろいろと御忠言をいただきました。私は、その際に表明いたしました私の決意、今日も少しも変わっておりません。世上非常な疑雲に閉ざされておる問題でございますから、検査当局に對しましては、ほんとうに厳正公平な態度で、いやしくも容疑がございま

したならば徹底的に捜査を遂行し、事の黒白を明らかにするよう指示をいたしてあります。何かいろいろ政界の事情等から想像をして、あるいは私がやりにくくなつたような事情でもありはせぬかという御心配のお尋ねかとも存じますが、さうなことは絶対にございませぬ。また、私の信念をいたしましても、外部から不当な勢力の制肘や牽制を受けるつもりは全然ございませぬ。徹底的にこれは究明をいたす所存でございます。

○吉田(賢)委員 ところが、これもまた巷間伝えられるところによりまして、地検の捜査陣は、ことに応援検事などのごときも、もう大半の仕事は終るのでやや終末に近づいてきたのである、こういうようなことが伝わつておるといふのであります。まさかそんなことはなく、これはためにする者のデマであらうと私は信ずるのであります。人はいろいろな立場もあり、考え方もあり、あるいはまた利害のこともあるかもしれませぬけれども、やはりこの際は良心的に職務に忠実に一生懸命になつておりましたとせば地検の捜査陣などに対しまして、これは徹底的な支援を与えて、そのなすところ一切の疑惑を一掃する、こういう支援態勢こそ私は必要であらうと思ひるのであります。ところが、そういうようなことが伝わるといふゆゑのもの、やはりそこに何か疑惑があるのではないかと。現に、たとえ宇都宮君が配付いたしました文書によつて見ましても、この文書の末尾には、事実無根の報道を掲載した悪意のニュースを提供した嫌疑のある検査庁の最高責任者としての検事総長を告訴した、このようなこ

と

が書かれておるのであります。言いかえますと、いろいろと疑惑の中にあるようなことが外部では流布され、こういふ記載がどの程度の信憑性があるか私は知りませんが、これを受け取つた都民は、やはり検察庁というのはいろいもの事情もあつてなかなか複雑怪奇なものだということの印象を受けるおそれもあるわけでありませぬ。そこで、あるいはいや気がさす、あるいは勇氣がひるむ、あるいは誠実なその立場をいろいろ疑われることによつて仕事が出来なくなる、こういふこともいろいろわれわれは推測し得るのであります。そこで、私どもは、そのように良心的に誠実に一生懸命にやつておられるような検察陣に對しましては、国民の大きな支援のもとに徹底的に悪徳の充春汚職を追及していくということ、それこそ検察行政、法務行政の大きな力をもつてこれを押しやるべきではないだろうか。幸いにあなたは総長の上に立つて指揮しておる法務大臣でありますから、そういう決意をあらゆる意味において浸透さすということとは当然である。いたずらにそこいらの小さなことに頭を使うのではなしに、ほんとうに追及していくという決意を前線の末端にまで浸透させていくということ、そして一体の態勢をなしてぐんぐん押し進めていくことが必要ではないかと思ふ。このようながことが流布されるのは、何かそこいらいろいろと意味があるのではないか、いろいろと意味があるといふこと自体がこれもまた終りに近づいたのではないか、大山鳴動してネズミ一匹といふことになるのではないか、これを心配しておるのです。そんなことになりましたら、百年

河清を得つにひとしいことで、そんなことはできません。あなたがどんなに力みましてもだめです。それは口だけに終つてしまふのです。そんなことならわれわれは聞きたくない。口頭ではだめなんだ。徹底的に実行しては風説が何か知らない。宇都宮君があとで弁明されるだろうから、風説ではないでしようが、いづれにしましても、部外でこのようながことが言われるようながことであつては、本家本元、本尊に何かあるのではないかと疑念を国民は持たれると思ひます。そんなことをあなたが口先で言われるだけではだめです。検事総長が出てこない態度の不遜なことについて見てもわかることです。そんなことではやれませぬ。その点についてどうお考えになりますか。

○吉田(賢)委員 しかし、これは、本気があなたがおやりになるのならば、私がこういふ事実を指摘しておるのであるから、また、刑事局長が先ほど御発言になつた中に、要するに全国の業者から非常対策費等の名前によつて集められたものが全性連の中央の幹部によつて国会対策費に相当の割合が流れておるといふことが報告になつておる。それはさういふ東京都下の業者だけではないのであります。そんなことは常識です。東京都下の業者だけではないのであります。全国一萬数千の業者、全国では十萬の従業員、それがうしろに控えておるのであります。刑事局長が報告しておるのであります。国会対策費に何割が使われておるの、これは全国的に動員するのは当然です。もう一度読んでみませぬ。これは第何区に属するか知りませんが、北品川のカーエー協同組合、これは赤線業者がたつた十八名しかいないのかかわらず、

研究になつておると思ひます。そこで、たとへば、国会議員がどの程度関係しておつたか、それは存じませぬ。いづれもこれらはあなたの方の部下並びにその他の手によつて最終的に明らかになることと思ひます。しかし、反面から見るならば、一体それならばその金は天から降つてきたものであらうか。決してさうではない。これは一萬数千の業者が持ち寄つた金でありませぬ。あるいは何十萬円か知りませぬ。あるいは何百萬円か何千萬元か、数億に達するかもしれないのです。その金は一体どうしたものであるか。業者が銀行から出した金だけではありません。これは従業員が出した金が莫大なものになつておることも御承知だと思ひます。たとへばこれは亀戸のカプエーの協同組合の調査でありませぬ、三十年度の決算によりますと、集めた組合費の約七割が従業員の出したもので、主人の出した百六十四萬元に對して従業員の出したものが三百三十六萬元に上つておるのである。よろしゅうございませぬか。ところで、全般的に見ますと、あるいは臨時費が出る、あるいは負担金が出る、非常対策費が出る、これが全国的な実情です。さうしますと、十數萬人の従業員がからだを売つてかせぎ上げた金といふものがその中の何割かを占めておる、こういふことになつております。それは、一人、二人の代議士の名譽も、あるいはまた政治生命も大事なことはもちろんでありませぬが、かりにさういふ金が横領されたといつたしますと、金の被害者といふものは全国に散在しておる。何万人の業者がもしれない。何十萬人の従業員がもしれません。さうしますと、これ

○唐澤國務大臣 この汚職事件の捜査が近く打ち切りになるといふようながうわさが世にある、さういふお尋ねでございますが、私はさういふ報告は受け取つておりませぬ。また、宇都宮さんから名譽毀損の訴えが検察当局に對して出されておる、また印刷物も出ておる、さういふようながことのために検察当局がこの事件を捜査する手が鈍りはしないかといふような御疑念であります。私は絶対にさういふことではないと考えております。

○吉田(賢)委員 それならば私は統一治生なり、歴史的な充春法案の成立、その後のいろいろな方法の戦い、大きな渦、国会対策と莫大な金が集められたこと、陳情団が何名押し寄せてきたかといふこと等々、あなたは十分に御

○吉田(賢)委員 それならば私は統一治生なり、歴史的な充春法案の成立、その後のいろいろな方法の戦い、大きな渦、国会対策と莫大な金が集められたこと、陳情団が何名押し寄せてきたかといふこと等々、あなたは十分に御

○唐澤國務大臣 この汚職事件の捜査が近く打ち切りになるといふようながうわさが世にある、さういふお尋ねでございますが、私はさういふ報告は受け取つておりませぬ。また、宇都宮さんから名譽毀損の訴えが検察当局に對して出されておる、また印刷物も出ておる、さういふようながことのために検察当局がこの事件を捜査する手が鈍りはしないかといふような御疑念であります。私は絶対にさういふことではないと考えております。

○吉田(賢)委員 それならば私は統一治生なり、歴史的な充春法案の成立、その後のいろいろな方法の戦い、大きな渦、国会対策と莫大な金が集められたこと、陳情団が何名押し寄せてきたかといふこと等々、あなたは十分に御

この負担金はどれほどしておるかとい  
いますと、二十六万円しておるの  
です。他の組合の場合は、負担金とい  
う名目によって、非常対策費といふ名目  
によって、理事長の交際費といふ名目  
によって、あるいは役員の旅費とい  
ふ名目によって、財務諸表を一見して  
あまりの不相応に驚いておるので  
あります。千住にしまして、非常  
対策費十七万円、寄付金十三万円、  
あるいは調査研究費が二十七万円、こ  
ういふように、このちっぽけな千住あ  
たりにおきまして、非常対策費が十七  
万円も出ておるのであります。こうい  
うようなことは赤線業者だけでなし  
に従業員も負担しておるということ  
は当然推定し得ますから、どうして捜査  
陣あるいは警察陣の全国的な力を動員  
しないかというのです。検査行政の最  
高の責任者はあなたです。この際法務  
大臣としてはいいかげんなことでは逃  
れられないと思ふ。一たん国会対策費  
に何割かが出ておるということも法務  
省から言明した限りは、国会対策費は  
だれにまいたのか、国会対策費は途中  
で横領をされてしまったのか、議員の  
手に金が行ったか、それを飲み食い  
に使ったのか、そうすると取賄、贈賄に  
ならないか、あるいはあつせん取賄罪  
がないかといひました。これは委員  
会だけをねらうのではなく、おそら  
く一般の常識として全議員をねらつて  
いろいろな法律の延期を画策する。法  
律の延期を画策しようとするならば改  
正案を提起しなければならぬ。発案権  
を個々の議員は持っております。発案  
権を持つておる議員にこれがかかり何  
万円か行ったといひます。何千円か  
行ったといひます。それは取賄にあ

らずと断定ができませんか。そういうこ  
とを思えば、私は国会の名譽を維持す  
るために徹底的にこれは調べなけれ  
ばならぬと思ふ。  
警察庁長官に伺いますが、あなたは  
全国の警察を指揮しておる立場なん  
です。全国の全性連は御承知のごとく北  
海道から九州まであります。九州に大  
きな幹部もありません。北海道から九州  
の全国の業者が全性連の中央に向つて  
莫大な負担金をしておるといふ事実、  
第一次、第二次の非常対策費をそれぞ  
れ持ち寄つておる事実、こういうよう  
なものが何割か国会対策費になつてお  
るといふことであります。一体全国の  
警察力を動員して犯罪の端緒を見つ  
けるようにどうして努力しないのであ  
りますか。それもきよはまだ御報告で  
きないといふならば、われわれはしほ  
らく待ちます。手をこまぬいてはか  
んとしておるときじゃありません。法務  
大臣もそんなに力んでおるのでありま  
すから、国務大臣がいないのでやむを  
得ませんけれども、あなたは留守を承  
わつておるから、全国の警察力を動員  
しなければならぬと思ふのです。これ  
についてはどうしました。何かやりま  
したか。やらずに手をこまぬいて待  
ておるのですか。

○三田村委員長 ちよつと吉田君及び  
委員の皆さんに御相談申し上げま  
す。ただいま参議院の本会議より、同  
じ案件の問題に關して質問が始まつ  
ておるのだらうでございまして、法務大  
臣の出席を要求して参りましたので、  
一つ大臣だけに……。

○吉田(賢)委員 警察庁長官の答弁は  
ちよつとあと回しにします。大臣が急

ぐよりでありますから、大臣に就いて  
質問いたします。  
あなたは新聞記者逮捕で非常に重大  
なりが巻いておることについてよく  
知つておることと思つております。  
そこで、この新聞記者逮捕事件はいろ  
いろな角度から見ても重大な問題が起  
つておるのであります。これは申し上げ  
るまでもございせん。そこで、聞き  
ますが、このニュース源を秘匿したか  
どうかということについて、これは新  
聞の自由の観点からいたしまして、  
また検察行政、捜査の性質からいたし  
まして、逮捕の本質から見まして  
も、非常に重大なことでありまして、こ  
れはやはりその翌日でありまして、各  
社と検事長との会談の際にも問題に  
なつたことは、今あなたの方から御説  
明があつた通り。そこで、あなたに何  
いいますが、名誉棄損罪の成立の成否に  
ニユース源といふものは必要でない  
と思ふのだが、そういう点についてはど  
うお考えになるか。非常に大事な点で  
すから……。

○唐澤國務大臣 先ほども申し上げま  
した通り、名誉棄損罪が成立するかし  
ないかといふことは、書かれた事実が  
あつたかどうか、かりになつたとし  
ても、これがあつたと信するやうな相  
当の理由があつて、そしてあつたと  
思つて書いた場合においては犯罪は成  
立しません。そこが犯罪成否の分れ道  
でございまして。そこで、たとへば関係  
者の供述にもありましたように、もし  
これが誤まつて、この事件に關係を  
持つておる検察当局の中から、この記  
事の原因となるやうな、誤解を生ずる  
やうな言動があつたといひます。す  
ば、その記者が検察当局から聞いた話

であるからほんとうだらうと思つて書  
いたといふことになりまして、それ  
は無理もないこととございまして、犯  
罪にならないのでございまして、その意  
味におきまして、どこからその材料を  
入手したかといふことを、捜査といひ  
しましては追及しなくてはならないの  
でございまして。そこにおきまして、こ  
の新聞言論の自由と申しますか、ある  
いはニユース・ソースの秘匿性の尊重  
という原則と、一方におきましては、  
検察当局として事実の真相を探索しな  
ければならない、これが検察当局の法  
律上の義務である、この義務遂行上の  
仕事とタッチして行くのでございま  
して、この間の調和が非常にむずかしい  
と私は考へておる次第でございまして。

○吉田(賢)委員 ニユース・ソースの  
問題につきましては、二十七年の例の  
最高裁における長野の朝日の記者の証  
言の拒否の問題等につきまして、有名  
な判決が出ておりますので、従つて、  
新聞記者に特権があるわけでないとい  
ふことはよくわかるのであります。  
しかしながら、同時に名誉棄損罪の構  
成に直接關係はない、もしくは、新聞  
記事自体は、十八日の新聞は天下公知  
の事実で、どこにもあるものであります  
から、この新聞紙自体によつて大半の  
事実認定はできるわけですから、従つて、  
裁判の上におきまして、この記事だけ  
で大部分の判定ができるのであります  
から、そのやうな大部分が判定可能  
な状態に置かれておる場合には、とかく  
微妙な問題の多い、限界線のむずかし  
い、そういうやうなニユース・ソースの  
追及といふことに力を入れるといふこ  
と、——少くとも立証記者がいろいろ  
語つたところによりまして、非常にそ

ここに力を入れたといふ印象を受けてお  
るのであります。りっぱな常識のある  
記者であります。りっぱな新聞の記者  
がそのやうな印象を受けておる。今の  
説明によりまして、むしろ重点をそこ  
におきになったのじゃないかといふ  
ことになるのであります。これは後日  
岸本検事長に來てもらふとわからな  
いかもしれませんが、今の説明により  
ますと、ほんの一部にすぎない、関連  
性があるといふやうな御説明でありま  
すけれども、相手の調べられた者の受  
けた印象は、ニユース源の追及とい  
ふものにほんとうに重点が置かれてお  
つたやうな印象を受けておる。それな  
らば、これは全く名誉棄損罪の追及とい  
ふことではなくして、あなたが今お  
っしゃられたごとくに、また宇都宮君の  
文書によるがごとくに、内部から出た  
のかわからぬ、こういうことに疑い  
持つてそこへ追及を向けていきよ  
つた。言わないから逮捕していきよ  
つた。さらに引續いて勾留の請求をする  
といふことになつたといふことであつて  
は、これは犯罪の捜査ではなくして、  
犯罪の捜査の目的を逸脱いたしました  
捜査行為ではないであらうか、こうい  
うことにも考へられるのであります。  
なおもう一つ言ひならば、一般国民  
としての黙秘権を持つておる。これは  
証人の証言ではないのです。だから、  
逮捕された場合に氏名の拒否すらもで  
きるというのには通説であります。であ  
りますので、この黙秘権を持つておる  
し、この種の一流の新聞記者はニユ  
ース源を秘匿するといふことは常識であ  
らうと思ふ。あらかじめ事前に明白に  
判断し得たと思ふのです。だから、こ  
れを秘匿しておつたものを吐き出させ

るべきであらうと思ふ。だから、こ  
れを秘匿しておつたものを吐き出させ



るような、発表させるような何ら期待性も客観的にはないでしょう。これは常識上明らかなんです。それにもかかわらず、これを追及していつて、そして証拠隠滅のおそれありとして勾留請求までさらに続けていくというところになるのでありますから、その観点だけからいたしまして、私はこの逮捕は少し行き過ぎであったというのがほんとうじゃないかと思うのです。そこで、あなたに心境を聞きたいのですが、今あなたのお立場は厳正公平でなければならぬ。いたずらに検察庁の肩を持つことは許されません。でありますから、行き過ぎであったということぐらいいはあなたはお認めになるのが当然だつたと思うのですが、それはどうですか。

○唐澤國務大臣 私が先ほど申し上げましたことが、あるいは言葉が足りなかつたか、表現がまずかつたか、十分御了解を得ておらないようでございますが、その名譽棄損の訴え、つまり犯罪が成立するかしないかという分れ道の重要な点でございます。この記事のような内容の事実がかりにないといつたとしても、これを事実と信じ、また信じたことに相当の理由があつて書いたのならば犯罪が成立しないという問題でございます。そこで、さようなことを信ずるだけの理由があつたかどうかというところでございまして、道徳論説を信じて、そうしてあつたものとして書いたならば、これは信じたことに相当理由があつたとは言えません。しかしながら、関係者の供述のうちにもございす通り、検察当局の側から種が出ておるといふようなこととございすから、それならば、

もしほんとうに検察当局のたれかから聞いたならば、それを信じて書くのは当りまえではないか、そうすればあの犯罪は成立しないということになりまするから、ニュース・ソースという問題にもどうしても触れてくるわけでございます。そこで、その点を捜査して追及をしていつたわけでございます。それから、私の立場といたしまして、あの際の処置についてどう思うかということとございすけれども、これは先ほど申し上げました通り、当時の事情を聞いてみまして、まことにやむを得なかつた措置と考へております。

○吉田(賢)委員 しかし、従来におきまして、ニュース源の追及をして、それを言わないといふことを一つの理由として勾留を請求するというのは異例なこととありますが、そんなことにつきましてはあなたも御承知であらうと思つてあります。まことに異例なこととあります。また刑訴の百九十九条の第一項の規定の精神から見ても、これはやはり被疑者の定住所があつたり、あるいは出頭の求めに応じて逃亡のおそれのないような者、こゝろいつたような者を逮捕するということとは、この規定の精神にも反するといふことは明らかです。むしろ、あなたが今みずからおつしやつたことくに、内部から漏れたんじゃないかといふことであれば、一体内部の捜査を先ずすべきじゃないですか。一体行政の責任者であり監督者が内部の捜査をしないではないのですか。国家公務員法百条、同百九条によつて見ましても、その秘密漏洩に対して相当の監督権の行使ができるのであります。そうして、それをしなかつたことについては、こ

れは少くとも行政官としての職員を監督もしくは指揮する責めを全うしてやらぬ、こゝろいふことを言われても仕方がないと思つてあります。それはいかがですか。

もう一つ。もしニュース源を照秘する、それを言わぬと、言え、言わなければ強制処分する、勾留する、こゝろいふことで追及するといふことは、国民の黙秘権の行使の点から考へても、一般論から考へてみて、記者にとつてはえらい迷惑な話です。その迷惑にかかわらず、これを強要するといふこと、威圧を加えるといふこと、勾留をもつて威嚇していくといふことは、刑法の義務なきことを行わしむるといふことになるんじゃないやありませんか。職権の乱用になるんじゃないやありませんか。それならば逮捕権の乱用である、職権の乱用罪になる、こゝろいふ疑いすら生ずる案件であります。そういふことを一体捜査しますかどうか。そこで追及しなければいかぬ問題じゃないかと思つて、いたずらに世間に対して弁解に努め、そうして新聞記者を圧迫をし、内部を不安動揺せしめるというようなこと、そういうような筋違ひのことに力をこぶを入れておることは、とんでもないこととあります。この意味におきまして、義務なきことを行わしめ、逮捕権の乱用になる、こゝろいふような疑いが顯著な事件であるならば、むしろ岸本検事長を調べるといふことがほんとうじゃないですか。果してそういうやうなことであつたかどうかといふことも十分お調べになるということがほんとうじゃないですか。それが検察行政の監督官の責任でございすでしょう。そういつたことを私は検事総長にも聞

きたかつたのでありますけれども、法務大臣のあなたとしましては、ともかく個々の事件についての検事指揮の権限はないけれども、しかし一般的に検事に対する指揮権、監督権を持つておるのであります。でありますから、法務大臣は、こゝろいふふうな観点からすれば、この逮捕事件といふやうなもの、また勾留の請求といふものは、非常な行き過ぎであつたといふことは、私は考へざるを得ないのであります。私は考へざるを得ないのであります。が、意味なきことを行わしめ、逮捕権の乱用といふふうにするお考へにならぬのであります。この点について明確な御答弁を聞いておきます。

○三田村委員長 法務大臣の御答弁の前に申し上げますが、参議院の方から再々通告が参つております。両院相互の信義の問題もありませんから、法務大臣の答弁はこれで退席をしていただきませう。御了承を願ひます。

○唐澤國務大臣 参議院の方から出席を要求されておりますから、簡単に要だけ申し上げます。検察側から漏れたという疑いがあるならば、まずそれを調べたらばよろしいではないかと、いろいろお考へでございまして、まことに、ごもつともでございまして、検察当局といたしましてはその点を十分調べたのでございますが、どうも検察当局から漏れたやうな事実がありません。そこで、一方立松記者の方を調べて、だからそれでは漏れたかといふことを聞きますれば捜査を遂行できますから、それを尋ねたわけでありませう。なお、ニュース・ソースを言わないから逮捕した、こゝろいふことは申し上げておられません。先ほど申し上げました通り、証拠隠滅のおそれがありましたから

身柄を拘束したわけでございます。なお、あの処置につきましては、先ほども申し上げました通り、当時の検察当局としては捜査の必要上やむを得なかつたかと考へております。

○吉田(賢)委員 私の法務大臣に対する質疑はそれでは保留しておきまして、一点だけ警察庁長官に何つて、そして質疑を他に譲ります。

あなたに聞きますが、さつき問いました問題であります。非常に重大なこととありますので、全国の警察を指揮監督しておるあなたとして答弁していただきたい。

○石井(榮)政府委員 目下東京地検において行われておりますいわゆる売春汚職事件の捜査につきまして、先ほど法務大臣よりお答えがありました通り、検察当局におかれましては必要十分なる陣容を整えてそれに當つておられるようでございます。今後この事態の推移発展いかんによりまして、私ども警察に協力を求められるようになれば、私ども警察の立場において検察陣に協力をいたしまして問題の究明に当らなければならぬ、かように考へております。なお、全国的な問題といたしまして、いわゆる全性連が売春防止法成立をめぐつて当時いろいろ活発な動きもあつた、従つてまたその活動のために必要ないろいろな面の金の動きがあつたのではないかと、こゝろいふやうなうわさは、私どもかねがね耳にいたしております。従ひまして、もしその金にいわゆる犯罪成立の容疑がありませうならば、これはわれわれ警察の立場といたしましては、こゝろいふまでも究明いたして参らなければならぬことは申すまでもないこととございすので、かね

がねこの点につきましては全国の都道府県警察ともその点については着意をいたして内々努力はいたしておったのでございます。御承知の通り、犯罪の捜査というものは、ただ単に一片の風評に基き軽々にこれに手をつけるということはいわゆる人権侵犯等の問題も起しますので、あくまでも慎重でなければならぬことは申すまでもないところでございまして、犯罪成立の容疑濃厚なる端緒を得ますならば、そこから警察としましては捜査に着手して行く、こういうことではなければならぬと思っております。現在におきましても、全国の各都道府県警察におきましては、この問題については深い関心を持ち、もし警察が捜査に乗り出すべき有力なる手がかりを得られますならば、直ちにこれに着手して行く、こういう心構えをもつてこの問題について対処しているような実情でございます。

○吉田(賢)委員　しかし、あなたに伺いますが、非常対策費という莫大な金額が中央に集められて、これがある程度国会対策費になって、これによって陳情の猛烈な運動を行なってきた、これは明白な事実なんです。そこで、あなたの方は、この金が東京だけではなしに全国の連合会の業者を中心としたししたものから集められて、責任者が持つて東京に来たというくらいなことは御承知だと思います。——深い関心を持つてやっているというのであれば、そこで、そういうような全国の業者団体、そういうものに対しまして、少くともこの中央において横領せられあるいはこれが贈賄の資金になったという以上は、利害関係だけではなしに、被害者の立場において取り調べる

というくらいのことをするのが、積極的なあなたの立場から当然だろうと思っております。警察は何も検察庁の指揮を一々受けていなければ動けないのではありません。捜査の端緒を得るならば独立してあなたの方はやはり捜査権があるのでありますから、当然やるべきなんです。事は明瞭なんです。明瞭なんだけれども、検察庁が陣容強化を着々とやっておられるからじつと待つておられるというふうな態度では情ないことなんです。だから、重ねてその点についてのあなたのお考えを聞いておきまして、どうぞほかに質問をやっていただきたいと思っております。

○石井(榮)政府委員　私、先ほどお答えしましたのは、現に東京地検でやっておられます事件の扱いについては、検察庁が幸い有力な捜査陣容を整えてやっておられますので、それで十分目的が達せられるものと信じているのであります。今後事態の推移いかんによりまして、検察陣だけでは手が足りないから警察にも協力してもらいたいという要請がありますならば、もちろん協力するつもりであるということを上上げますと同時に、現に東京地検においてやっておられる事件の端緒以外に、私も警察独自の立場において、全国的に、どこかの府県におきましてもし犯罪容疑ありと思慮せらるるような、いわゆる捜査の端緒になるようなものを得ましたならば、そこから、警察は警察としまして、検察庁東京地検で現在やっておられる捜査と別個に、独自の警察の捜査を進めて参るつもりである、そういう意味におきまして、全国の各都道府県警察は、この事件について深い関心を持ち、もし有力な手

がかりを得られますならば、直ちに捜査の開始をするということを上げたいと思っております。

○三田村委員長　質疑は後日続行することとし、本日はこれをもって散会いたします。

午後零時八分散会